

県土整備局建築工事積算要綱

令和元年版

県土整備局

県土整備局建築工事積算要綱

(目的)

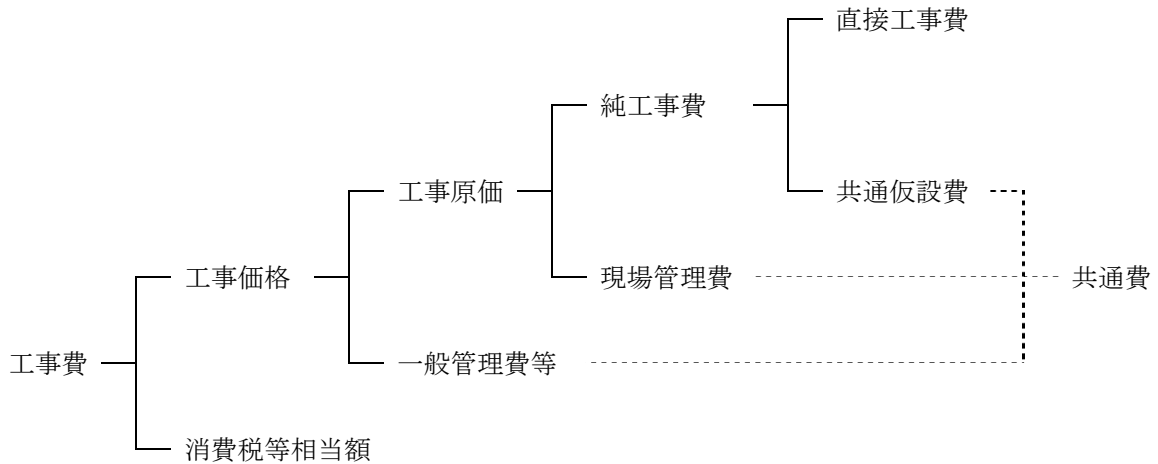
第1条 この要綱は、県土整備局の発注する建築工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費（以下「工事費」という。）の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。

(工事費の種別及び区分)

第2条 工事費の積算は、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等の工事種別ごとに行う。工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、設計図書の表示に従って各工事種目ごとに区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。

(工事費の構成)

第3条 工事費の構成は、次のとおりとする。



(積算基準)

第4条 庁舎、学校等の新築工事、増改築工事及び改修工事（以下「公共建築工事」という。）の積算基準については、「公共建築工事積算基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）を準用する。

2 公共住宅の新築工事及び増改築工事（以下「公共住宅建設工事」という。）の積算基準については、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」及び「公共住宅電気設備工事積算基準」（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修、公共住宅事業者等連絡協議会編集）（以下「公共住宅建築工事積算基準等」という。）を準用する。

3 前2項の規定において、別に定める場合はこの限りではない。

(標準歩掛り)

- 第5条** 公共建築工事の標準歩掛りについては、「公共建築工事標準単価積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。
- 2 公共住宅建設工事の歩掛りについては、「公共住宅建築工事積算基準等」を準用する。

(共通費)

- 第6条** 公共建築工事の共通費の積算基準については、「公共建築工事共通費積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。
- 2 公共住宅建設工事の共通費の積算基準については、「公共住宅建築工事積算基準等」を準用する。

(数量積算基準)

- 第7条** 公共建築工事の直接工事費の算定に用いる数量は、建築工事については「公共建築数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築設備数量積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。但し、鉄筋、鉄骨、木材については、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。
- 2 公共住宅建設工事の直接工事費の算定に用いる数量は、「公共住宅建築工事積算基準等」を準用する。但し、鉄筋、鉄骨、木材については、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

(工事内訳書)

- 第8条** 公共建築工事の工事費の算定に用いる内訳書は、「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編、設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。
- 2 公共住宅建設工事の工事費の算定に用いる内訳書は、「公共住宅建築工事積算基準等」を準用する。
- 3 前2項の規定において、別に定める場合はこの限りではない。

(見積書)

- 第9条** 公共建築工事の工事費の算定に用いる見積書は、「公共建築工事見積標準書式(建築工事編、設備工事編)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)を準用する。
- 2 公共住宅建設工事の工事費の算定に用いる内訳書は、「公共住宅建築工事積算基準等」を準用する。
- 3 前2項の規定において、別に定める場合はこの限りではない。

附 則

- この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- この要綱は、平成30年7月1日から適用する。
- この要綱は、令和元年7月1日から適用する。